

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

龍郷町商工会（以下「当会」という）の管轄区域である龍郷町（以下「当町」という）は、鹿児島から南西に約 380km 以南に点在する奄美群島中、大島本島の北部に位置し、東経 129 度 35 分、北緯 28 度 25 分の地にあつて、南西部は南北に連なる山系で奄美市と接し、東北部は龍郷湾を隔て、陸地は赤尾木地峡を経て同じく奄美市に接している。東南部は太平洋に面し、西北部は東シナ海に面す。山脈は急峻な長雲山系とじょうご山系が南北に連なっている。総面積は、82.06 k m²である。耕地は赤尾木平野が最も広く、戸口から大勝を経て浦に至る中部平野と秋名平野がこれに次ぎ、他は小面積の耕地が海辺や山峡に点在している。主たる河川は秋名川、嘉渡川が北流して東シナ海に注ぎ大美川が太平洋に流れている。

当町の気候は、亜熱帯海洋性気候に属し、概して温暖多雨である。春季から梅雨期の低気圧や前線による大雨、夏秋期の台風による暴風、大雨などによる災害が懸念される。



(台風と高潮：防災計画より)

当町の気象災害のうち特に被害の大きいのは台風であり、公共的施設、道路、堤防、あるいは田畑の被害、さらには農作物の被害などとなっている。これは、当町が地理的条件からして台風が最も発達した時期に接近することが多く、また、接近数も多いことが一因と言える。接近する台風の最も多い月は、8月で次に7月と9月に多い。名瀬から 500km 以内に接近した台風の年平均数は5、6個である。

台風災害のうちで最も警戒する一つに高潮がある。昭和 20 年の枕崎台風など県内においても多数の人命を奪い、莫大な損害を与えた台風のほとんどは、暴風、大雨に加えて異常な高潮を伴った台風である。台風が接近すると、海水面が上昇して高潮が発生する場合がある。これに天文潮による満潮や風浪が重なって、海岸堤防等を破壊する大きな災害に結びつくことがある。

(地震と津波：防災計画より)

奄美地方は、比較的有感地震の発生が多い地域である。過去の記録で最も強い地震は、1911 年 6 月 15 日の喜界島地方で、現在の震度段階では震度 6 相当にあたり、規模はマグニチュード 8.0 という巨大地震である。また、平成 7 年 10 月に発生した奄美大島近海（喜界島南東海域）を震源とする地震は、マグニチュード 6.7 と 6.6 で発生し、奄美諸島を中心に沖縄県から九州南部までの広い範囲で有感となり、喜界島で震度 5 を観測した。

奄美地方で津波が確認されたのは、7回ある。そのうち1960年（昭和35年5月23日）のチリ地震津波で、日本各地は発震後ほぼ一昼夜を経て津波の襲来を受けているが、奄美大島では637戸の床上浸水、1、321戸の床下浸水による災害が発生している。また、最近では平成7年10月に奄美大島近海で発生した地震で津波が観測されている。津波の速さは、4000mより深い海洋では、ジェット機なみ（時速800kmくらい）、沿岸部でも新幹線なみ（時速150kmくらい）である。津波の襲来と満潮時と重なると更に災害を大きくすることになる。

（大雨と土砂災害：防災計画より）

当町における降水量は、梅雨期から9月にかけて多く、この時期だけで年間降雨量の50%に達する。大雨の発現を季節や要因別に分けると4月～6月の低気圧や前線によるもの、7月～9月の台風によるものに分けられるが、特に水害を起こすような大雨は梅雨前線や台風による場合が多い。

その中で、梅雨末期は、雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多く、特に大きな水害を起こすことがある。

また、当町は山林面積が約75%を占め、山脈は急峻な長雲山系とじょうご山系が南北に連なっているため、急傾斜のまま海に接しているので平地に乏しい。加えて集中豪雨、台風に度々おそわれるため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現して世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していない、未知のウイルスがまん延することは、医療体制が脆弱な当町においては、多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

（2）商工業者の状況

- ・商工業者数 : 320人（令和2年11月末現在）
- ・小規模事業者数 : 296人（令和2年11月末現在）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	44	41	町内に広く分散している
	製造業	49	47	町内に広く分散している
	卸売業・小売業	76	67	町内中心地に集中している
	宿泊・飲食業	39	37	町内に広く分散している
	サービス業	106	101	町内に広く分散している
	その他	6	3	町内に広く分散している
合計		320	296	

（3）これまでの取組

1）当町の取組

- ・防災計画の策定（H26.3）
- ・防災訓練の実施（年1回）
- ・防災教育等、自主防災組織の結成推進
- ・防災備品の備蓄
- ・防災マップの作成及び全戸配布

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナー参加による職員の資質向上
- ・防災備品（懐中電灯、飲料水、非常食等）を備蓄
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・発災時の被害状況調査・報告の実施
- ・復旧・復興に対する金融あっせん支援

II 課題

当町は、台風襲来の頻度が高く、大雨や集中豪雨により土砂災害等を幾度となく経験している。地域住民においては過去の経験から、予測できるリスクに対しては防災意識が高く、家屋の補強や食料品の備蓄等の事前準備を行っている。しかし、予測を超えた規模の場合の行動規範や協力体制に対して具体的に記載されたマニュアルを整備している事業所は少ない。加えて、平時・緊急時の対応に関して専門的な知識を有し、推進できるノウハウを持った人員が十分でないという課題がある。

また地区内小規模事業者においては、休業補償や損害保険や共済等の未加入者が多く、経営に対して十分なリスクマネジメントが構築できていないことと、その推進に関して適切な助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているという課題もある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、出社自粛の基準や、感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・発災後速やかな復興支援策が実施できるよう、当会と当町で防災に関して円滑な情報共有が図れるような指示命令系統・連絡体制を確立。強固な連携体制により地区内小規模事業者の支援を行う。
- ・保険会社と連携し、保険や共済未加入の地区内小規模事業者を対象に普及啓発セミナー等を実施。また、当会経営指導員等職員による巡回や窓口相談時の情報提供により、災害等の経営リスクマネジメント構築の重要性について理解してもらい、事業者 BCP 策定や各種共済・保険制度への加入推進を行う。
- ・事業者 BCP 策定等取組実施後は、フォローアップを行い、当会と当町において定期的に情報を共有することで取組の評価や見直しを実施する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・ 平成26年3月策定の龍郷町地域防災計画について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
 ・ 当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・ 巡回経営指導時に、当町から提供されている最新のハザードマップ等の防災ツールを活用しながら、事業所別の災害リスク及びその影響を軽減するための取組、保険会社や全国商工会連合会等から提供される対策について説明を行う。
 ・ 商工会報や町広報誌、各ホームページ等を活用し、防災に関する国の施策の案内やリスク対策の必要性、損害保険の概要や事業者BCPの取組事例の紹介等を行う。
 ・ 地区内小規模事業者に対し、事業者BCP（迅速な取組に向けた簡易版含む）策定の助言指導を行う。
 ・ 事業継続力強化支援に関する専門家を招聘し、地区内小規模事業者に対して普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険等の紹介等を実施する。
 ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

【災害リスクの周知に関する目標】

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事業者BCP策定件数	1件	1件	2件	2件	2件
専門家派遣件数	1件	1件	1件	1件	1件
セミナー等開催回数	1回	1回	1回	1回	1回

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・ 当会は、令和2年度に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

・ 鹿児島県火災共済協同組合等や保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
 ・ 地元金融機関等へ普及啓発ポスターの掲示依頼を行う。

4) フォローアップ及び事業の評価

・ 小規模事業者の事業者BCP策定等取組状況の定期的に確認を行う。
 ・ 毎年度、(仮称)龍郷町事業継続力強化支援協議会〔構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当町を年1回（6月）に開催し、本年度中の地区内小規模事業者・当町におけるBCP策定等状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価

結果は、当会理事会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HP や会報（年1回）へ掲載することで、地区内小規模事業者等が常時閲覧可能な状態とする。

【事業者 BCP 等の取組状況の確認について】

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
事業者 BCP 等の取組状況のフォローアップ目標件数	2 件	2 件	4 件	4 件	4 件

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（台風・地震等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助を第一に、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。（電話連絡や SNS 等を活用して、職員の安否確認や業務従事の可否判断、家屋や道路等に係る大まかな被害状況等を、当会と当町で共有する。また、必要に応じて鹿児島県商工会連合会や鹿児島県等関係機関にも報告を行う。）

・町内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがいの徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町（企画観光課/総務課）との間で、地区内小規模事業者の被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風における例）職員自身の目視で命の危険を感じる暴風雨の場合には、当会代表や鹿児島県商工会連合会に連絡の上自宅待機等安全措施を取り、暴風警報が解除され次第出勤。出勤後は、当町（企画観光課/総務課）と連携を取り、地区内小規模事業者等の被害状況調査を実施。調査結果については鹿児島県商工会連合会や鹿児島県等関係機関に迅速に報告を行う。

・職員全員が被災する等により応急対策が取れない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況については、当会と当町で 1 日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内約 10%以上の事業所で、「屋根の一部が飛ぶ」、「雨漏りしている」、「窓ガラスが割れる」「ドア・壁等の一部が傷つく」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内約 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1～10%程度の事業所で、「屋根の一部が飛ぶ」、「雨漏りしている」、「窓ガラスが割れる」「ドア・壁等の一部が傷つく」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1～1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※被害想定に関わらず、連絡の取れない地域については大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
2週目～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	必要に応じて共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（事業の再建に必要な金額合計、事業用の土地・建物、機械設備、商品・原材料・仕掛品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、被害状況を指定する様式①に記載し、当会より鹿児島県へ鹿児島県商工会連合会を通じて報告を行う。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を指定する方法にて当会または当町より報告する。

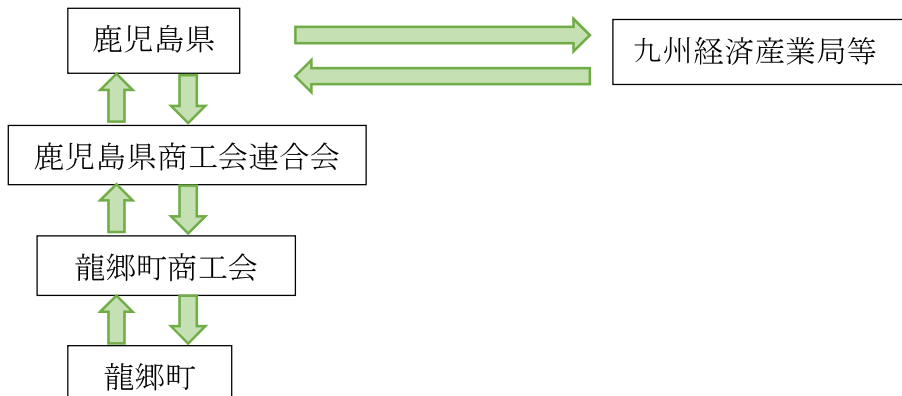
様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

業種名：
電話番号：
メールアドレス：

被害合計金額

事業所名	住所	業種 （任意）	従業員数 （任意）	（被害額内訳） 単位：千円				被害状況 （任意） 被害状況がつかぬ内容があれば、
				被害額 （事業の再建に 必要金額 を記入してください）	土地 （地味土地補償 費・借地費） （事業用資産に算 入）	建物 （事業用資産に算 入）	機械設備	
1				0	0	0	0	
2				0	0	0	0	
3				0	0	0	0	
4				0	0	0	0	
5				0	0	0	0	
6				0	0	0	0	
7				0	0	0	0	
8				0	0	0	0	
9				0	0	0	0	
10				0	0	0	0	
11				0	0	0	0	
12				0	0	0	0	
13				0	0	0	0	
14				0	0	0	0	
15				0	0	0	0	
16				0	0	0	0	
17				0	0	0	0	
18				0	0	0	0	
19				0	0	0	0	
20				0	0	0	0	

・当会と当町が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より鹿児島県へ、鹿児島県商工会連合会を通じて報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・災害時の相談窓口の開設については、当町と協議の上で安全性が確認された場所（特別な事由がない場合には当会館か当町庁舎内）において設置する。なお、当会は国の依頼を受けた場合には、独自に特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や鹿児島県、当町の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回や会報、HP 活用等により周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

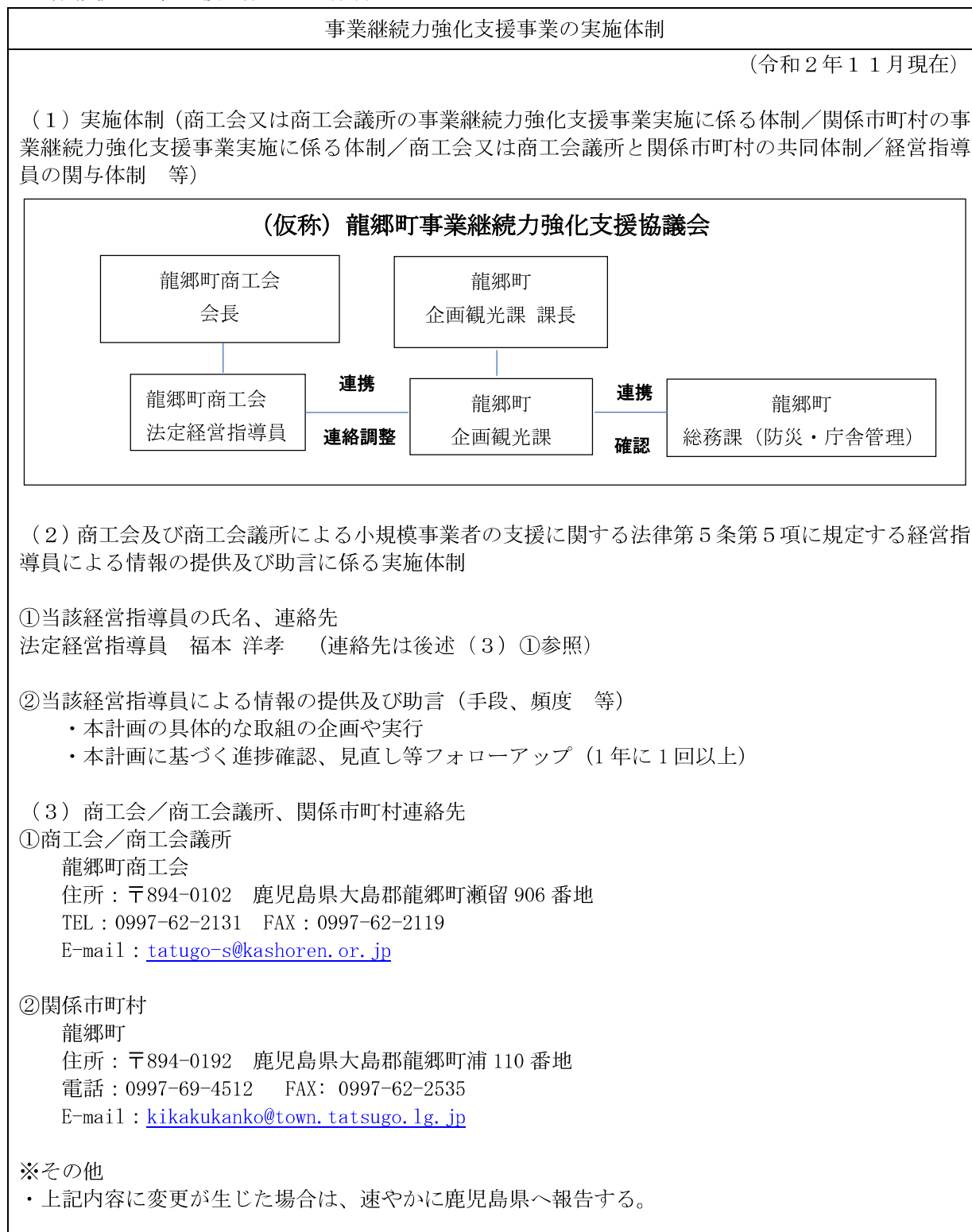
- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
必要な資金の額	280	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作製費	20	20	20	20	20
・ 防災備品購入費	50	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、龍郷町補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階 (2) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 支社長 黒木聡 住 所：鹿児島県鹿児島市加治屋町12番5号 鹿児島東京海上日動ビル5階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う
連携して事業を実施する者の役割
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 事業継続の取組、BCP 作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。
連携体制図等